

資料5

平成26年1月22日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

平成25年11月9日から平成26年1月15日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為		
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故		
5 契約違反	1	1
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為		
計	1	1

2 指名停止一覧（平成25年11月9日～平成26年1月15日）

		指名停止期間	指名停止理由	区分	種別
1	株式会社城西企業	平成26年1月6日から平成26年10月5日まで（9か月）	受託業務の履行にあたり、契約の一部未履行を生じさせるという契約違反をし、契約の相手方として不適当であると認められるため。	区内	物品